○国土交通省告示第千二十一号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。)第二十条の規定に 基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。 平成二十二年九月九日

国土交通大臣 前原 誠司

- 第1 起業者の名称 国土交通大臣及び東日本高速道路株式会社
- 第2 事業の種類 一般国道468号新設工事(首都圏中央連絡自動車道)[有料道路名「東京湾横断・木更津東金道路」](千葉県東金市小野字岡ノ谷地内から同県山武郡大網白里町小西字神関堂地内まで、同町大竹字若司谷地内から茂原市国府関字上岩出地内まで及び同県長生郡長柄町榎本字和合地内から同町榎本字関下地内までの間)並びにこれに伴う市道及び町道付替工事

第3 起業地

1 収用の部分 千葉県東金市小野字岡ノ谷、字岡台、字鉢ヶ谷、字蕗谷、字茗荷沢、 字貝柄及び字十石並びに丘山台二丁目地内

千葉県山武郡大網白里町養安寺字台及び字宮下、季美の森南五丁目、小西字城山、字堀之内、字楠、字城谷、字宮山、字殿前、字宮下及び字神関堂、大竹字若司谷、字大竹及び字谷、南玉字上岩井戸、字岩井戸、字高塚及び字高塚脇、池田字外池田及び字御茶屋、小中字駒橋、字上七反目、字宮ノ前、字根竹、字上門谷前、字上道端土、字関田及び字耕地、神房字打越、字殿谷及び字宮ノ下並びに萱野字北横峯、字西清水谷、字東南谷、字東清水谷及び字南谷地内

千葉県千葉市緑区小食土町地内

千葉県茂原市桂字辻ノ代、字小高前、字いや川、字梶谷及び字小滝谷、吉井上字笹子、柴名字笹子、字兜谷、字東之谷、字杢ノ木、字滝ノ谷、字間之山、字蓑土及び字天神廟、上太田字二子塚、字木出、字天神廟、字葉多、字左鉢、字床城、字谷台、字丑尻、字土台谷、字役房、字八幡台及び字山田、大沢字切懸、字泉ケロ、字前田、字深谷及び字番道、真名字平地谷、字釜田、字宿谷、字亀塚、字熊野、字岩川、字向宿、字堀ノ内、字下ノ谷、字御霊前、字御舘谷、字打越、字來地谷、字内來地、字内來地前及び字西新町並びに国府関字常長谷、字生松、字久下及び字上岩出地内

千葉県長生郡長柄町榎本字和合、字本合、字打手及び字関下地内

2 使用の部分 千葉県茂原市上太田字山田、字八幡台、字神切坊、字南台及び字茗荷 沢並びに真名字御経塚、字鎌研台及び字平地谷地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、千葉県東金市丹尾字新田地内の東金インター・ジャンクション (仮称)から茂原市石神字小金谷地内の茂原長南インターチェンジ(仮称)までの延長21.72kmの区間(以下「本件区間」という。)を全体計画区間とする「一般国道468号新設工事(首都圏中央連絡自動車道)[有料道路名「東京湾横断・木更津東金道路」]並びにこれに伴う市道及び町道付替工事」(以下「本件事業」という。)のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「一般国道468号新設工事(首都圏中央連絡自動車道)[有料道路名「東京湾横断・木更津東金道路」]」(以下「本体事業」という。)は、道路法(昭和27年法律第180号)第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、また、本体事業の施行により遮断される市道及び町道の従来の機能を回復するための付替工事は、同条第4号に掲げる市町村道に関する事業であり、いずれも法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

本件事業は、国土交通大臣及び東日本高速道路株式会社による合併施行事業であるところ、一般国道の新設は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は、同法第13条第1項の指定区間に該当し、また、高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第2条第2項に規定する高速道路の新設は、道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第3条第1項の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第13条第1項に規定する協定(以下「協定」という。)に基づき、東日本高速道路株式会社が国土交通大臣の許可を受けて行うことができるとされているところ、本件事業について平成18年3月31日付けで東日本高速道路株式会社が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と協定を締結し、同日付けで国土交通大臣の許可を受けていることなどから、起業者である国土交通大臣及び東日本高速道路株式会社は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)(以下「圏央道」という。)は、東京都心から半径約40kmから60kmの間に位置する神奈川県横浜市及び厚木市、東京都八王子市及び青梅市、埼玉県川越市、茨城県つくば市、千葉県成田市及び木更津市等の都市を環状に結び、また、首都圏から放射状に伸びる高速自動車国道等と相互に

連絡することにより、東京都心部への自動車交通の集中による交通混雑の緩和、東京都心部への一極依存構造から業務核都市等の拠点的な都市を中心とした自立性の高い地域の形成並びに環状で結ばれる都市相互の機能分担及び連携交流を行う分散型ネットワーク構造への再編整備による首都圏全体の調和のとれた発展等を目的とする延長約300kmの自動車専用道路である。

圏央道が通過する千葉県は、温暖な気候と大消費地である首都圏内に位置する恵まれた立地条件を生かした、野菜等の農業が盛んな地域である。なかでも全国第2位の出荷量を誇るそらまめ及びスイートコーンは、本件区間及びその周辺地域である長生地域及び山武地域でその多くを出荷し、東京都中央卸売市場大田市場をはじめとする首都圏の各市場にトラック輸送されているほか、本件区間及び周辺市町には九十九里浜に代表される海水浴場を始めとした、豊かな自然に恵まれ多くの観光客が訪れている。

また、本件区間と並行する幹線道路及びその周辺道路としては、一般国道128号及び一般国道409号等があるが、これらの路線は地域住民の通勤、通学及び買い物等の日常生活の利用はもとより、その周辺地域に広く点在している工業団地等の物流にも広く利用されていることから、地域内交通と通過交通とがふくそうし、交通混雑や交通事故が発生しているなど、安全かつ円滑な交通が阻害されており、幹線道路としての機能が低下している状況にある。

平成17年度道路交通センサスによると、一般国道128号の自動車交通量は、茂原市法目地内で17,979台/日、一般国道409号の自動車交通量は、同市上茂原地内で16,623台/日であり、混雑度はそれぞれ1.27、1.25となっている。

本件事業の完成により、圏央道新設工事として事業中である茂原長南インターチェンジ(仮称)から木更津東インターチェンジまでの区間に接続し、一般国道409号(有料道路名「東京湾横断・木更津東金道路」)、高速自動車国道東関東自動車道千葉富津線及び一般国道126号(有料道路名「千葉東金道路」)と連絡することとなり、千葉県と東京都及び神奈川県とを結ぶ広域的な高速交通ネットワークを形成されるとともに、房総半島における新たな自動車専用道路として、地域の活性化並びに地域間の交流及び連携の強化を図り、地域経済及び産業の発展に寄与することが認められる。また、一般国道128号及び一般国道409号等が担っている幹線交通を本件区間が分担することにより、これらの路線が抱える交通混雑の緩和及び交通事故の軽減が図られ、安全かつ円滑な交通の確保に寄与することも認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、都市計画手続において、都市計画決定権者である千葉県知事が「環境影響評価の実施について」(昭和59年8月閣議決定)等に基づき、平成12年1月に環境影響評価を実施しており、その結果によると、騒音の評価項目について一部環境基準を超える値が見られるものの、遮音壁を設置することにより環境基準を満足するものと評価されている。また、計画交通量の見直し及び環境影響評価以降に新たに得られた知見を踏まえ、起業者が平成21年2月に環境影響評価法(平成9年法律第81号)等に準じて、任意で環境影響評価の照査を実施したところ、いずれの評価項目においても環境基準等を満足するものと確認されている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

上記の環境影響評価その他の調査等によると、本件区間及びその周辺の土地にお いて、動物については、文化財保護法(昭和25年法律第214号)における天然記念 物であるミヤコタナゴの生息及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関す る法律(平成4年法律第75号)における国内希少野生動植物種であるオオタカの営 巣が確認されている。ミヤコタナゴについては、本件事業がミヤコタナゴの確認地 点を通過しないこと及び濁水防止を行うことにより影響は軽微であると評価されて いることから、起業者は有識者からなる「首都圏中央連絡自動車道東金~茂原長南 間道路環境整備検討委員会ミヤコタナゴ分科会」を設置し、工事中の濁水対策、保 全対策について検討を進めており、随時専門家からの指導を受けながら工事を実施 することとしている。またオオタカについては、保全対策の実施により生息環境へ の影響は軽微であると評価されていることから、起業者は保全対策を実施するにあ たり「千葉圏央道猛禽類保全対策検討委員会」を設置し、代替営巣環境の整備、餌 環境の代償、営巣林の林縁保護及び工事による影響の回避等、保全対策について検 討を進めており、工事期間中はオオタカの繁殖状況のモニタリングを継続して実施 し、随時専門家の指導を受けられる連絡体制のもと工事を実施することとしている。 植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているキン ラン、オオアカウキクサ、キキョウ、シオン、アズマミクリ及びクマガイソウの生 育が確認されているが、工事施工前に確認調査を行い、工事による改変区域で生育 が確認された場合には、移植を行うなど適切な措置を講ずることとしている。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が20 箇所存在するが、このうち12箇所については発掘調査を完了しており、現地保存が 必要な遺物は確認されていない。起業者は引き続き残る8箇所についても千葉県教 育委員会との協議により、必要に応じて記録保存等の適切な措置を講じることとし ている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、千葉県と東京都及び神奈川県とを結ぶ広域的な高速交通ネットワークを形成し、一般国道128号及び一般国道409号等の交通混雑の緩和及び交通事故の軽減を図ることを主な目的とし、道路構造令による第1種第3級の規格に基づく2車線の自動車専用道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、平成12年3月31日に都市計画決定され、平成19年 11月9日に変更決定された都市計画と車線数及び法面等を除き整合しているもので ある。

なお、本件事業の事業計画は4車線の事業として都市計画決定されているところ、2車線の事業として施行するものであるが、本件事業については、都市計画決定された区域の範囲内において、土工量、トンネル及び橋梁の施工延長、事業費等、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案して施行することとされており、適切なものと認められる。

さらに、本体事業の施行に伴う市道及び町道付替工事の事業計画についても、施 設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、千葉県と東京都及び神奈川県とを結ぶ広域的な高速交通ネットワークの整備が必要と認められるとともに、できるだけ早期に一般国道128号及び一般国道409号等の交通混雑の解消及び交通事故の軽減を図る必要があると認められる。

また、千葉県知事を会長とする首都圏中央連絡自動車道建設促進期成同盟会より、 本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、 それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合 理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 千葉県東金市役所、同県山武郡 大網白里町役場、千葉市緑区役所、茂原市役所及び同県長生郡長柄町役場